

今後の会計基準等の改訂等の進め方（予定）

1. 会計基準等改訂関係

- ① 会計基準等のパブリックコメントの実施
(12月中旬から1月中旬までの間、2週間程度実施)
 - ※ 同時並行で各府省・各法人への意見照会を実施
- ② ①終了後、独立行政法人会計基準研究会及び財政制度審議会財政制度分科会法制・公会計部会を開催し、改訂案について審議（年度内）

2. Q & A 改訂関係

27年4月に適用されることを踏まえ、総務省、財務省、日本公認会計士協会の三者で年度内を目途に改訂。